

経過措置期間終了による同行援護の休止・廃止の手続きについて

平成26年9月30日までに必要な資格要件を満たさない場合、同行援護のサービス提供ができません。経過措置期間終了までにこれを満たすことができる見込みがない場合は、事業を継続することができなくなりますので、以下のとおり休止または廃止の手続きが必要です。

<p>①現在同行援護の契約利用者がいる場合</p> <p>持参による休止または廃止の届出 ⇒<u>7月31日(木)までに</u>指定事業係指定担当まで、電話にて8月中の日程で相談予約を入れてください。郵送やFAXでの受付はいたしません。</p>	<p>②現在同行援護の契約利用者がいない場合</p> <p>郵送による休止または廃止の届出 ⇒<u>8月29日(金)までに</u>(下記「提出書類」一式を郵送にて当職あて送付してください。【必着】</p>
<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休止・廃止届出書(第5号様式) ※廃止年月日は、<u>平成26年9月30日</u>までの日付とすること(提出日は廃止年月日の1ヶ月以上前であること)。休止の場合は、「<u>平成26年10月1日~</u>」とし、<u>最長で「平成27年3月31日」</u>まで。 ・廃止・休止における誓約書(参考様式20) ・利用者の引き継ぎ状況がわかる書類(任意様式) ・福祉・介護職員処遇改善(特別)加算変更届出(別紙様式7) ※算定している事業者であって、同行援護を廃止する場合のみ同行援護サービスの廃止の旨を届出 	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休止・廃止届出書(第5号様式) ※廃止年月日は、「<u>平成26年9月30日</u>」とすること。休止の場合は、「<u>平成26年10月1日~</u>」とし、<u>最長で「平成27年3月31日」</u>まで。 ※「利用者に対する措置」の欄については、「届出 現在利用者なし」など契約利用者がいない旨を明記する。 ・廃止・休止における誓約書(参考様式20) ・福祉・介護職員処遇改善(特別)加算変更届出(別紙様式7) ※算定している事業者であって、同行援護を廃止する場合のみ同行援護サービスの廃止の旨を届出
<p>その他</p> <p>(1) 契約利用者がいない場合でも、同行援護以外も休止・廃止する場合は、郵送での提出は不可です。必ずご予約のうえご持参ください。なお、その場合は電話予約の際、併せてお申し出ください。</p> <p>(2) 廃止する場合は、運営規程の変更も伴うため、変更の日(廃止日の翌日)から10日以内に変更届出書(第4号様式)及び変更後の運営規程を提出してください。(郵送で可)</p>	